令和２年６月３日

市立園所に在籍するお子様の保護者　様

川西市教育委員会

**令和２年度の夏季休業日について**

平素は、本市教育・保育の推進にご理解ご協力を賜りありがとうございます。また、長期間にわたる臨時休業により、お子様や保護者の皆様にご負担をお掛けしましたことをお詫び申し上げます。

このたび、国による緊急事態宣言が解除されたことに伴い、６月１日より教育・保育活動を再開し、安全かつ速やかに園所の通常運営を目指すために、段階を踏んだ再開にご協力をいただきありがとうございます。

さて、長期にわたる臨時休業により制約を受けた子どもたちの教育・保育の機会を保障していくために、夏季休業日の取り扱いについて下記の通りとさせていただきます。なお、市立学校は８月８日（土）から８月１６日（日）を夏季休業日といたします。

今後も新型コロナウイルス感染症や熱中症等への対応を踏まえて教育・保育活動に取り組んでまいります。

いろいろとご予定があるかと思いますが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

記

１　令和２年度夏季休業日の期間について

①１号認定児

　　【従来】　７月２０日（月）終業式　　７月２１日（火）～８月３１日（月）夏季休業日

　　【変更】　７月３１日（金）終業式　　８月　１日（土）～８月３１日（月）夏季休業日

　②２､3号認定児

　　通常通り保育をいたします。

　③新2号認定児

　　夏季休業日は①の通りです。なお、夏季休業中、認定こども園の「一時預かり」は実施いたしますが、幼稚

園は実施いたしません。

２　留意点

　　・１号認定児は、７月２７日（月）から給食及びお弁当無しの短縮（午前）保育と致します。

　　・今後、状況の変化があった場合には、見直しを行うことがあります。

３　　問い合わせ先

　　　幼児教育保育課（７４０－１１７５）